

立入検査指摘事例集

平成 2 6 年 1 1 月

厚生労働省健康局水道課

< 目 次 >

I 資格に関すること	
(1) 水道技術管理者	1
(2) 布設工事監督者	4
II 認可・届出等に関すること	
(1) 認可	5
(2) 各種届出	8
(3) 給水開始前検査	9
III 水道施設管理に関すること	
.....	10
IV 衛生管理に関すること	
(1) 健康診断	16
(2) 衛生上の措置	17
V 水質検査に関すること	
(1) 水質検査の回数及び項目	20
(2) 採水地点	24
(3) 水質検査計画	25
VI 水質管理に関すること	
.....	27
VII 危機管理に関すること	
.....	28
VIII 住民対応に関すること	
.....	35
IX その他	40

I 資格に関すること

(1) 水道技術管理者

● 文書指摘

水道法第19条第2項第1号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的に施設の検査を行い、記録の整理はされていたが、水道技術管理者の監督状況が確認できなかったため、今後は確認を行うとともに、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設け、その業務を監督していることを明確にすること。

× 口頭指摘

水道法第19条第2項第1号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、

- ① 貴水道事業は、事務の従事が不十分であるため、適切に実施すること。
- ② 貴水道事業は、水質試験及び給水の緊急停止に係る水道技術管理者の関与が不十分であるため、水道技術管理者の関与を明確にすること。

× 口頭指摘

水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、

- ① 貴水道事業は、規定等で明定しておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。
- ② 貴水道事業は、水に注入される薬品等が施設基準に適合しているかについて、契約時のみでなく納入時の書類に関して水道技術管理者が関与していなかったため、体制を構築するとともに、薬品等を適切な頻度で購入し、適正な管理をすること。
- ③ 貴水道事業は、土木施設の定期点検が行われておらず、水道技術管理者の関与がないため、体制を構築すること。
- ④ 貴水道事業は、給水の緊急停止や給水停止の指揮命令系統が明確でなく、水道技術管理者の位置付け又は関与がないため、体制を構築すること。

- ⑤ 貴水道事業は、規定はあるものの、水道技術管理者となる者の役職及び責務が明定されていなかったため、明定すること。
- ⑥ 貴水道事業は、施設検査および健康診断において、水道技術管理者の決裁がないため、明確な関与が確認できるよう、体制を構築すること。
- ⑦ 貴水道事業は、受託水道技術管理者の責務及び権限について、規定等で明定しておらず、総括責任者との関係が不明確となっているため、受託水道技術管理者となる者の責務及び権限について明定すること。

× **口頭指摘**

水道法第 19 条第 2 項の規定により、水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、点検時における残留塩素を適正に把握し、職員の監督に努めること。

△ **助言**

水道技術管理者による監督について、

- ① 一部の書類に水道技術管理者の決裁欄がなかったため、水道技術管理者の押印欄を設け、その業務を監督していることを明確にすること。
- ② 関係書類に水道技術管理者の職にある者の決裁は認められたが、当該決裁欄では水道技術管理者の所在が明確でないため、押印欄に水道技術管理者であることを記載するなど、その業務を監督していることを明確にすること。

△ **助言**

水道法第 19 条第 2 項の規定に基づき、水道技術管理者は、水道の技術上の事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないが、貴水道事業は、職員の監督が不十分であるため、検査書類等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、関与すること。

△ **助言**

水道法第 19 条第 2 項の規定に基づく、水道技術管理者が従事・監督すべき業務について、貴水道事業の一部の施設においては、次亜塩素酸ナトリウムの納入時に水道技術管理者又は水道技術管理補助者の監督が見受けられないものがあるため、決裁欄に水道技術管理者又は水道技術管理補助者としての押印欄を設ける等、その業務を監督していることを明確にすること。

△ 助言

水道法第 19 条第 2 項の規定により、水道技術管理者の責務として、法第 21 条第 1 項の規定による健康診断を監督しなければならないが、貴水道事業においては、一部の健康診断の結果に対し、監督が見受けられないものがあるため、決裁欄に水道技術管理者の押印欄を設ける等、その業務を監督していることを明確にすること。

△ 助言

水道技術管理者の任命について、任命に当たっての任命基準が整理されていなかったため、今後整理すること。

△ 助言【用供】

水道技術管理者有資格者については、リスト化するなどして管理することが望ましいが、貴水道用水供給事業では、当該リストを作成していなかったため、リストを作成するなどし、今後も継続して当該情報を管理すること。

△ 助言【用供】

水道技術管理者の関与について、貴水道用水供給事業では、水道技術管理者の責務および権限については各種マニュアル等で整備されていたが、水道技術管理者については補助者を設置しており、その補助者についての権限の範囲が明確でないため、文書等で明確にすること。

△ 助言【用供】

水道法第 31 条において準用する第 19 条第 2 項各号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、

- ① 貴水道用水供給事業は、施設検査、水質検査、健康診断等について、記録の整理はされていたが、水道技術管理者の監督状況が確認できなかったため、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設け、その業務を監督していることを明確にすること。
- ② 貴水道用水供給事業は、関係書類に水道技術管理者の職にある者の決裁は認められたが、当該決裁欄では水道技術管理者の所在が明確でないため、押印欄に水道技術管理者であることを記載するなど、その業務を監督していることを明確にすること。

(2) 布設工事監督者

● 文書指摘

水道法第12条第1項の規定に基づき、水道の布設工事を自ら施行する場合においては、その職員を指名し、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、貴水道事業は、一部の工事において、職員に対して布設工事監督者としての指名を行っていない事例が見受けられたため、すべての布設工事において指名を行うこと。

● 文書指摘

水道法第12条第2項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせる場合は、同法施行令第4条の規定に基づく布設工事監督者の資格を有する者でなければならないが、貴水道事業においては、資格を有しない者が監督業務を行っていた事例が見受けられたため、同法施行令第4条の規定に基づく資格を有する者に監督業務を行わせること

× 口頭指摘

布設工事監督者について、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすることとされているが、貴水道事業は、規定等で明定していなかったため、明定すること。

【昭和44年6月24日付け環水第9059号（環境衛生局長通知）「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」】

× 口頭指摘

工事監督者としての職員の指名は行われていたが、水道法で定められた布設工事監督者であることが明確でないため、布設工事監督者の指名であることを明確にすること。

【昭和44年6月24日付け環水第9059号（環境衛生局長通知）「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」】

△ 助言

工事に関する報告、記録等の整備の一環として工事に伴う断水個数を把握すること。

△ 助言

水道工事を行う際、工事監督者として職員の指名及び業務内容は示されていたが、水道法に規定された布設工事監督者であることが明確でなく、責任の所在が不明確となりうる可能性があるため、布設工事監督者の指名及び業務内容を明確にすること。

Ⅱ 認可・届出等に関すること

(1) 認可

● 文書指摘

水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、

- ① 給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、給水区域を拡張したにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けていなかったため、早急に認可を受けること。
- ② 取水地点を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、取水地点を変更したにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けていなかったため、早急に認可を受けること。
- ③ 給水人口を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、前回認可時から目標年度までの最大給水人口を現在給水人口が上まわっているにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けていなかったため、早急に認可の取得若しくは事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出を提出すること。

● 文書指摘

水道法第7条の規定に基づく認可の申請について、A川からの取水について、認可に位置付けられた水源計画に整合させること。

× 口頭指摘

A浄水場の浄水処理方法が認可と違っているので、今後の対応について、厚生労働省健康局水道課技術係に報告すること。

× 口頭指摘

貴水道事業における自己水源のうち、地下水の取水に関しては、長期にわたり、認可（届出）計画値との間で乖離が大きい状況にあり、目標年次までの地下水運用方針について、立入検査時に回答が得られていないため、今後は、各水源別の取水の運用にあたって、認可（届出）計画値に整合した取水の運用を図ること。

× **口頭指摘**

水道法施行規則第6条第2号の規定により、簡易水道事業との統合について配慮して設定された認可にもかかわらず、貴水道事業においては、統合予定時期を過ぎているため、今後の統合までのスケジュールを明らかにし、統合にあたって県と調整を図ること。

△ **助言**

分水は、水道法上の責任の所在が不明確であり、分水の受水者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていないため、分水の受水者に支障を生じさせないことを前提に、分水状態の解消に計画的に取り組むよう努めること。

△ **助言**

A市との間にある対象地域は、分水（一時的なもの）として解消を計画しているが、計画通りに進んでいない状況であることから、早急に分水状態の解消に計画的に取り組むよう努めること。

△ **助言**

分水については、水道法上の責任の所在が不明確であることから、平成26年度に予定しているA水道事業との統合時の変更認可の手続きを開始するまでに分水状態を解消すること。

△ **助言**

貴水道事業の自己水源の運用について、認可（届出）計画値と整合が図られるまでの間は、A地域広域的水道整備計画や地下水揚水規制等を踏まえて、A県（水道行政）、A県営水道事業及び近隣水道事業者等からの理解を得ること。

△ **助言**

隣接するA市、B市、C町から給水を受けている地域があるが、認可上の給水区域はD市の区域内となっており、整合が取れていない。隣接市町と協議の上、認可内容と実際の給水区域の整合を図ること。

△ **助言**

水利権証の保管について、前回の立入検査で指摘したにもかかわらず、現行認可可取水量の裏付けとなる水利権証が保管されていないため、適正に保管すること。

△ 助言【用供】(26')

水道台帳の保管について、水道台帳は認可の申請事項の概要を記載したものであることから、貴水道用水供給事業においても、適切に保管すること。

(2) 各種届出

● 文書指摘

水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は、平成〇年に代表者である市長が交代したにもかかわらず、その届出を行っていなかったため、届け出ること。

● 文書指摘

水道法第14条第5項の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、厚生労働大臣に届け出なければならないが、

- ① 貴水道事業は、消費税に相当する額を給水条例で変更しているにもかかわらず、届け出がなされていなかったため、早急に届け出ること。
- ② 貴水道事業は、平成〇年に水道料金を変更したにもかかわらず、届け出がなされていなかったため、早急に届け出ること。

(3) 給水開始前検査

● 文書指摘

水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、

- ① 貴水道事業においては、紫外線照射装置を設置する工事を実施したにもかかわらず、届出がなされていなかったため、早急に給水開始前届を提出するとともに、今後同様の布設工事を実施した場合は、確実に給水開始前検査を実施すること。
- ② 貴水道事業においては、導水管布設替え工事を実施したにもかかわらず届出がなされていなかったため、早急に給水開始前届を提出するとともに、今後同様の布設工事を実施した場合は、確実に給水開始前検査を実施すること。

× 口頭指摘(26')

配水池を除く配水施設及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて、必要な検査を行い、工事完了後の確認を確実に行うとともに、記録管理に努めること。

【昭和44環水第9059号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」】

Ⅲ 水道施設管理に関すること

● 文書指摘

水道施設の技術的基準を定める省令第5条第5号の規定に基づき、消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていなければならないが、貴水道事業は、予備設備を設置していなかったため、設置すること。

× 口頭指摘

鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、

- ① 貴水道事業は、布設計画が策定されておらず、また、個別に周知されていなかったため、適切に実施すること。
- ② 貴水道事業は、布設計画が未策定であるため、策定すること。
- ③ 貴水道事業は、布設替計画が今年度目標年度を迎えるにもかかわらず、計画の更新予定がなく、かつ、水質検査による水質基準超過リスクが高いため、布設替えの必要性が高い地点の把握や個別周知をするなど、適切に実施すること。
- ④ 貴水道事業は、布設替計画が未策定及び広報活動が不十分であるため、適切に実施すること。
- ⑤ 貴水道事業は、広報活動が不十分であり、布設替計画が長期間であったため、できる限り早急な計画を検討するとともに、広報活動を適切に実施すること。
- ⑥ 貴水道事業は、給水台帳等があるにもかかわらず、鉛製給水管の使用状況について特定・把握しておらず、布設替計画が未策定及び広報活動が不十分であったため、適切に実施すること。
- ⑦ 貴水道事業は、全体としての広報は行っているものの、個別の周知は行っていなかったため、適切に実施すること。
- ⑧ 貴水道事業は、計画どおりに実施されておらず、また、個別に周知されていなかったため、適切に実施すること。

【平成19年12月21日付け健水発第1221001号（水道課長通知）「鉛製給水管の適切な対策について」】

× **口頭指摘**

鉛製給水管の適切な対策について、

- ① 鉛製給水管を使用している住宅を特定できない場合においては、給水台帳等の保有情報を確認することにより特定に努めることとされているが、貴水道事業は確認をしていなかったため、鉛給水管を使用している住宅の特定に努めること。
- ② 貴水道事業は鉛製給水管を使用している給水管における鉛濃度の把握が不十分なため、適切に実施すること。

【平成 19 年 12 月 21 日付け健水発第 1221001 号(水道課長通知)「鉛製給水管の適切な対策について」】

× **口頭指摘**

水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、

- ① 貴水道事業は、既存施設についての（中長期を見据えた）耐震化計画を策定していなかったため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。
- ② 貴水道事業は、施設（浄水場、配水池等）の耐震化計画が未策定であるため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。
- ③ 貴水道事業は、管路についての耐震化計画を策定していなかったため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。
- ④ 貴水道事業は、基幹管路に関する耐震化計画が未策定であったため、優先順位等を検討し、実行性のある耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。
- ⑤ 貴水道事業は、基幹管路、配水池の耐震化計画は策定されていたが、浄水場の耐震化計画が未策定であったため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。
- ⑥ 貴水道事業は、事業統合前の各市における計画はあるものの、企業団として統一した計画がなかったため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。
- ⑦ 貴水道事業は、老朽管・軌道下布設管の更新計画及び施設・基幹管路の耐震化計画について、策定されていないもしくは内容が不十分であるため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。

【平成 20 年 4 月 8 日付け健水発第 0408002 号（水道課長通知）「水道施設の耐震化の計画的実施について」】

× **口頭指摘【用供】**

水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、

- ① 貴水道用水供給事業は、既存施設についての耐震化計画を策定していなかったため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。
- ② 貴水道用水供給事業は、浄水場の耐震診断を実施していなかったため、すみやかに耐震診断を実施し、その結果を踏まえた耐震化計画を策定のうえ、耐震化を推進すること。
- ③ 貴水道用水供給事業は、浄水場の耐震診断は完了したものの、耐震性が不十分である施設が見受けられたため、その結果を踏まえた耐震化計画を策定のうえ、耐震化を推進すること。

【平成 20 年 4 月 8 日付け健水発第 0408002 号（水道課長通知）「水道施設の耐震化の計画的実施について」】

× **口頭指摘**

施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、

- ① 貴水道事業においては、水道施設の定期点検が行われていなかったため、定期点検を行うこと。
- ② 貴水道事業においては、送水施設の定期点検が不定期な目視点検のみであったため、定期点検を行うこと。
- ③ 貴水道事業においては、土木施設の定期記録が残されていなかったため、点検項目を作成するなど、点検実施項目の確認体制を構築すること。

【昭和 44 年 6 月 24 日付け環水第 9059 号（環境衛生局長通知）「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」】

× **口頭指摘**

配水施設以外の水道施設又は配水池を新設、増設、改造した場合には、水質検査及び施設検査の実施が義務づけられているが、貴水道事業は、配水管の工事完了後に残留塩素を測定していなかったため、適切に実施すること。

【昭和 44 年 6 月 24 日付け環水第 9059 号（環境衛生局長通知）「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」】

× **口頭指摘**

次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、

- ① 貴水道事業は、遮光ネットにより温度の上昇を防ぐ措置も確認できたが、保管温度が充分でなかったことから、適切な管理の徹底を図ること。
- ② 貴水道事業は、保管タンクが野外にあるなど、適切な温度管理ができない可能性があることから、次亜塩素酸ナトリウムの保管温度及び保管期間の適切な管理の徹底を図ること。

【平成 19 年 11 月 15 日付け健水発第 1115002 号（水道課長通知）「水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について」】

× **口頭指摘**

次亜塩素酸ナトリウムの薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、納入時に次亜塩素酸ナトリウムにより付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業においては、最大注入率を設定していなかったため、最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。

【平成 19 年 11 月 15 日付け健水発第 1115002 号（水道課長通知）「水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について」、平成 12 年 3 月 31 日付け衛水第 21 号（水道整備課長通知）「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」】

× **口頭指摘**

次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度が最も上昇していると考えられる時点において、薬品基準への適合確認を行うこととされているが、適合確認が行われていなかったため、適合確認を行うとともに、薬品について、取扱責任者を定め、薬品台帳を整備するなど、適切な管理をすること。

【平成 19 年 11 月 15 日付け健水発第 1115002 号（水道課長通知）「水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について」】

× **口頭指摘**

次亜塩素酸ナトリウムの購入仕様書について、次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度を規定することとされているが、貴水道事業は、契約時に次亜塩素酸ナトリウムの仕様を規定していないため、規定すること。

【平成 19 年 11 月 15 日付け健水発第 1115002 号（水道課長通知）「水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について」】

× 口頭指摘

A市水道事業中期計画における目標年度（平成30年度）に鉛製給水件数を0件とする計画であるが、平成25年度においても3,000件を超えており、更新が計画通り進んでいないので、計画どおり更新すること。また、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、個別周知がされていないため、適切に実施すること。

【平成19年12月21日付け健水発第1221001号（水道課長通知）「鉛製給水管の適切な対策について」】

△ 助言

基幹病院等の重要給水施設に至る管路等について、優先的に耐震化を図ることが求められることから、基幹管路以外の配水支管においても重要給水施設に至る管路である場合には、重要管路として選定すること。

【平成19年事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」】

△ 助言

重要給水施設に至る管路等について、災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、優先的に耐震化を図ることを求めており、厚生労働省では昨年度から重要給水施設管路の耐震化の状況について調査しているが、貴水道事業は、重要管路の位置付けが行われていないため、早急に選定を行うこと。

△ 助言

薬剤等の保管・管理については、薬品台帳の作成等により適切に管理することとされているが、貴水道事業においては、台帳管理を行っているものの購入本数の把握にとどまり、定期的な使用量等の記録がされていないため、より一層の適正管理に努めること。

△ 助言

A市水道事業中期計画における目標年度（平成30年度）の経年化管路率は6%以下とあるが、平成25年度においても経年管は58%となっており、老朽管の更新が計画通りに進んでいないことから、水道サービスの持続性確保に向け、資産管理を適切に実施しながら、アセットマネジメントを進めることにより、水道サービスの持続性を確保しながら、老朽管の更新を計画どおり更新すること。

△ 助言

薬品の取扱責任者が明確にされておらず、薬品の管理等が不十分になりうる可能性があるため、薬品の取扱責任者を明確にし、薬品の管理を徹底すること。

△ 助言

薬品の管理について、薬品管理簿から各試薬の管理状況が把握しづらい状況であったため、定量的な管理による適切な方法に努めること。

△ 助言

水道施設の技術的基準を定める省令第5条第4号の規定に基づき、浄水施設においては、濁度、水素イオン濃度指数その他の水質、水位及び水量の測定のための設備が設けられていなければならないが、貴水道事業の送水場において、水質監視の計器等が整備されていなかったため、濁度監視の計器等、適切な水質監視体制の確立を検討すること。

△ 助言

水道事業者は、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととあるが、土木設備の点検は実施されていたが、点検状況に関する記録がなかったため、記録の整備について検討すること。

△ 助言【用供】

浄水場、配水池等の耐震化計画について、目標年度における耐震化率を定めることが望ましいが、貴水道用水供給事業の耐震化計画には目標年度における耐震化率の記載がないため、記載すること。

IV 衛生管理に関すること

(1) 健康診断

● 文書指摘

水道法第 21 条第 1 項の規定による定期の健康診断について、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者等は行わなければならないが、貴水道事業においては、浄水場、配水池等に頻繁に出入りする可能性のある水道技術管理者が受診していなかったため、すみやかに、健康診断を受診すること。

● 文書指摘

水道法第 21 条第 1 項の規定による定期の健康診断は、同法施行規則第 16 条第 1 項の規定により、おおむね六箇月ごとに行わなければならないが、貴水道事業においては、行われていなかったため、おおむね六箇月ごとに定期の健康診断を行うこと。

× 口頭指摘

水道法第 21 条の規定に基づく健康診断について、病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとされているが、貴水道事業は、腸チフス菌及びパラチフス菌の検査が未実施であったため、実施すること。

【平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」】

(2) 衛生上の措置

● 文書指摘

水道法第 22 条及び水道法施行規則第 17 条第 1 項第 2 号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、裏門が開放されていて、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、汚染防止対策の徹底を図ること。

● 文書指摘

水道法第 22 条及び水道法施行規則第 17 条第 1 項の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にするとともに、当該施設にはかぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、さくを設置していなかったため、設置すること。

● 文書指摘

水道法施行規則第 17 条第 3 号の規定に基づき、給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1mg/L 以上保持するように塩素消毒を行わなければならないが、貴水道事業においては、一部消毒が不十分な事例が見受けられたため、施行規則に基づく塩素消毒を実施すること。

× 口頭指摘

水道事業者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠設備をする等のほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこととされているが、貴水道事業は、一般の注意を喚起するに必要な掲示等をしていなかったため、設置すること。

【平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」】

× **口頭指摘**

水道法第 22 条及び水道法施行規則第 17 条第 1 項第 2 号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、さくは設置されているものの、高さが低く（90cm 程度）、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、汚染防止対策の徹底を図ること。

× **口頭指摘【用供】**

水道法第 31 条において準用する第 22 条及び同法施行規則第 52 条において準用する第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、

- ① 貴水道用水供給事業は、一部浄水場施設の入り口に侵入防止の設備や標識が見受けられず、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、汚染防止対策の徹底を図ること。
- ② 貴水道用水供給事業は、建屋で覆うなど、浄水設備に対する汚染防止措置は取られていたものの、浄水場敷地のさくが低く、また、一部で設置されておらず、門扉が開放されていたなど、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、汚染防止対策の徹底を図ること。

× **口頭指摘**

水道法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号の規定により、給水栓における水が遊離残留塩素を 0.1 mg/l 以上保持するよう塩素消毒しなければならないが、貴水道事業は、残留塩素計の点検時において、浄水の残留塩素の数値を把握していない期間が長期にわたっていたため、給水栓での残留塩素を保持できなくなる恐れがあった。今後は、点検時における残留塩素の管理の徹底に努めること。

△ **助言**

水道法第 22 条及び同法施行規則第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、浄水場入り口に赤外線センサーの設置等警備の強化はされているものの、日中は門扉が開放されており、また、水道施設の一部については、さくを設け、門扉は常時閉められていたものの、警備が不十分な水道施設が見受けられ、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、汚染防止対策及び水源監視・水道施設の警備強化に努めること。

△ 助言

水道事業者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠設備をする等のほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこととされているが、貴水道事業は、管理が不十分であり、フェンスの腐食や雑草による掲示の隠れなどが見受けられるので、適切に管理すること。

△ 助言

施設検査を行った施設について、衛生上必要な措置として柵が設けられていたが、柵が低く、容易に侵入できるものとなっていたため、侵入防止のための措置を考えること。

△ 助言

消毒設備については、水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第5号の規定によるほか、消毒が中断しないよう、常に整備を行うこと。

△ 助言【用供】

水道法第31条において準用する第22条及び同法施行規則第52条において準用する第17条第1項第2号の規定に基づき、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、

- ① 貴水道用水供給事業は、入口の門扉をカメラで監視する体制を整備していたものの、平日の昼間は門扉が施錠されておらず、水道施設の侵入防止措置が不十分であるため、職員の出勤時・退勤時等職員が頻繁に出入りする時間帯を除き、門扉を施錠する等、汚染防止対策の徹底を図ること。
- ② 貴水道用水供給事業は、浄水設備が建屋で覆われており、かつ、浄水場入口も監視カメラで常時監視されていたものの、日中は門扉が開放されており、立入禁止表示が見えない状況であることから、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、汚染防止対策の徹底を図ること。

V 水質検査に関すること

(1) 水質検査の回数及び項目等

● 文書指摘

水質検査基準項目の実施頻度について、水道法施行規則第15条第1項第3号ハの規定に基づき、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができるが、貴水道事業において、「フェノール類」については、A浄水場で平成25年4月に「取水地点の変更」を実施しており、検査回数を減ずることができないため、基準に適合する検査頻度とすること。

● 文書指摘

水道法第20条第1項及び同法施行規則第15条第1項第1号（イ）の規定に基づき、1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行い、同法第20条第2項の規定に基づき、水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成することとされているが、貴水道事業は、異常がない場合の記録の作成を省略していたため、異常がなくとも記録を作成すること。

● 文書指摘

水道法施行規則第15条第1項第3号ハの規定に基づき、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができるが、「アルミニウム及びその化合物」及び「蒸発残留物」については、水質基準値の1/5を超過しており、検査回数を減ずることができないため、施行規則第15条第1項第3号イに定める検査回数とすること。

● 文書指摘

水道法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査は、同法施行規則第15条第1項第3号の規定に基づく検査の回数を行わなければならないが、貴水道事業においては、一部の項目が施行規則で定める検査の回数となっていなかったため、施行規則に基づいた検査の回数とすること。

× **口頭指摘**

原水に係る水質検査の実施について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施しなければならないが、

- ① 一般細菌の水質検査が実施されていなかったため、実施すること。
- ② ジェオスミン及び2-MIBの水質検査が実施されていなかったため、実施すること。

【平成15年10月10日付け健水発第1010001号(水道課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」】

× **口頭指摘**

水質検査基準項目の検査頻度について、水道法施行規則第15条第1項第3号ハの規定に基づき、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができるが、貴水道事業における4つの配水場は、平成25年6月に運用開始されており、規則で定める検査回数が行われていなかったため、平成26年度より水質検査計画に注釈が記載され、検査回数も改善されているものの、水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合は、水質検査頻度について細心の注意を払うこと。

また、該当か所における水質検査回数を減ずる際には、水質検査の開始を平成26年度からとすること。

× **口頭指摘【用供】**

原水に係る水質検査の実施について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施しなければならないが、貴水道用水供給事業は、実施時期の選定理由が不明確であったことから、水源水質がもっとも悪化していると考えられる時期を選定し、水質検査を実施すること。

【平成15年10月10日付け健水発第1010001号(水道課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」】

× **口頭指摘**

水質検査計画について、水質管理目標設定項目に係る水質検査についても、必要に応じて水質検査計画に位置づけること。

【平成15年10月10日付け健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」】

× **口頭指摘**

水道法第 20 条第 1 項の規定により行う定期の水質検査について、ジェオスミン及び 2-MIB については省略することができるが、概ね 3 年に 1 回程度は水質検査をすることとされているが、貴水道事業においては、水質検査を行っていなかったため、省略した項目についても水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。

【平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号（水道課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」】

△ **助言**

高濁度対策について、高嶺水源の活用方法等を含め、災害時にも安定供給を行えるよう、引き続きハード・ソフト両面の各種対策の推進を図ること。

△ **助言**

A 浄水場における原水濁度の適正管理について、原因不明の水位及び濁度上昇があったため、管理体制の強化を実施するとともに、適正な浄水処理について検討すること。

△ **助言**

測定器の校正の期間や回数について、貴水道事業では、委託業者に一任していたため、今後は適正に把握・記録し、水質管理を的確に行うこと。

△ **助言**

水道法施行規則第 15 条第 7 項第 2 号の規定に基づき、「水質検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由」を水質検査計画に記載しなければならないが、個別の項目について、検査回数を減ずることができる理由が不明確であったので、より詳細に記載すること。また、カビ臭物質については、A 広域水道企業団の浄水を受水していることも勘案し、検査回数及び結果の評価について整理し、水質検査計画に記載すること。

△ 助言

水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めるようお願いしているところであるが、

- ① 貴水道事業においては、この「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」による評価はされてはいるものの、貴水道事業内部における試験状況等のレビューが実施されていなかったため、水道技術管理者による確認も含め検討すること。
- ② 貴水道事業においても、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」による水質管理に引き続き取り組んでいただき、水質管理の徹底に努めること。

【平成 24 年 9 月 6 日付け健水発 0906 第 2 号（水道課長通知）「水道水質検査方法の妥当性ガイドラインについて」】”

△ 助言【用供】

貴水道用水供給事業で認可を受けている深井戸水源については、現状すぐに取水を行える施設等が無いが、今後の水需要に合わせて取水する可能性のある旨の回答があったことから、今後取水を開始する際には必要となる検査及び手続き等を行うこと。

(2) 採水地点

● 文書指摘

水道法第20条第1項の規定に基づく定期の水質検査に供する水の採取の場所は、同法施行規則第15条第1項第2号の規定により、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定することとされているが、貴水道事業においては、一部の配水系統で水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定していなかったため、同施行規則の規定に基づく採取場所を選定すること。

× 口頭指摘

水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、

- ① 貴水道事業は、採水地点が配水管の末端になっていない系統があったため、採水地点の追加等について検討すること。
- ② 貴水道事業は、一部配水区域の採水地点において、選定理由が不十分であったため、より安全な採取場所を選定すること。
- ③ 貴水道事業は、採取場所の選定理由が不十分であったため、適切な採取場所とすること。
- ④ 貴水道事業は、末端等水が停滞しやすい場所を選定していなかったため、適切な採取場所とすること。
- ⑤ 貴水道事業は、採水地点が配水管の末端になっていない系統があったため、採水地点の追加等について検討すること。

【平成15年10月10日付け健水発第1010001号（水道課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」】

× 口頭指摘【用供】

水質検査に供する水の採取場所について、水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所を原則とされているが、貴水道事業は、系統別に浄水池の出口を水の採取場所としていたため、水道事業者に供給する場所に変更すること。

【平成15年10月10日付け健水発第1010001号（水道課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」】

(3) 水質検査計画

● 文書指摘

水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定するとともに、同規則第17条の2第1項の規定により、水質検査計画を毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供しなければならないが、貴水道事業においては、事業年度の開始前に水質検査計画が策定されておらず、また、事業年度の開始後の6月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定するとともに、事業年度の開始前に水道の需要者に対して情報提供すること。

● 文書指摘

水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であったため、記載すること。

● 文書指摘

水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画については、同条第7項の規定により、

- ① 検査を省略する理由及び水質検査を委託する場合における当該委託の内容を記載しなければならないが、貴水道事業の水質検査計画には記載されていなかったため、記載すること。
- ② 関係者との連携に関する事項を記載しなければならないが、貴水道事業の水質検査計画には記載されていなかったため、記載すること。
- ③ 臨時の水質検査に関する事項及び水質検査を委託する場合における当該委託の内容を記載しなければならないが、貴水道事業の水質検査計画には記載されていなかったため、記載すること。

× **口頭指摘**

水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、

- ① 貴水道事業は、クリプトスポリジウムの検査回数を年1回と定めていたが、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に応じた検査回数に達していなかったため、平成26年度からは年4回の検査を実施し、水質検査計画とは異なる回数に変更していたため、適切な検査回数を記載すること。
- ② 同条第7項の規定により、水質検査において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの及びその他水質検査の実施に際し配慮すべき事項を記載しなければならないが、貴水道事業の水質検査計画には記載されていなかったため、記載すること。
- ③ 同条第7項の規定による定期の水質検査で省略する項目及びその理由に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項の記載内容が不十分であったため、充実を図ること。
- ④ 水質管理目標設定項目に係る水質検査についても、必要に応じて水質検査計画に位置づけること。
- ⑤ 関係者との連携に関する事項が未記載であったため、記載すること。
- ⑥ 水質検査の精度及び信頼性確保に関する事項、関係者との連携に関する事項が未記載であったため、記載すること。
- ⑦ 水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項が未記載であったため、記載すること。
- ⑧ 同条第7項の規定により、水質検査を委託する場合における当該委託の内容を記載しなければならないが、貴水道事業においては、当該委託の内容の記載が不明確だったため、適切に記載すること。
- ⑨ 同条第7項第2号で規定された検査の回数及びその理由に関する記載が不十分なため、同規定に基づき適切に記載すること。

【平成15年10月10日付け健水発第1010001号（水道課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」】

VI 水質管理に関すること

(1) クリプトスポリジウム対策等

● 文書指摘

水道法第5条第1項第4号、同条第4項及び水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定に基づき、浄水施設には、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていなければならないが、貴水道事業においては、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、当該設備が設けられていなかったため、ろ過等の設備を設けること。

● 文書指摘

水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定に基づき、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができる濾過等の設備を設置しなければならないが、貴水道事業は、クリプトスポリジウム汚染の恐れがレベル3の施設において必要な設備が設置されていなかったため、設置すること。なお、施設整備に時間を要する場合には、取水停止等の応急対応が遅滞なく実施されるようクリプトスポリジウム対策マニュアルを充実化するなど適切な措置を講じること。

× 口頭指摘

クリプトスポリジウム等の対策について、

- ① 貴水道事業は一部の水源において、クリプトスポリジウム等対策指針に定める適切な施設点検を実施していなかったため、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を分類し、各分類に対応した施設点検等を実施すること。
- ② 感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道事業は、策定していなかったため、策定すること。
- ③ 貴水道事業はクリプトスポリジウム等対策指針に定める適切な施設点検を実施していなかったため、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を分類し、各分類に対応した施設点検等を実施すること。

【平成19年3月30日付け健水発第0330005号(水道課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」】

Ⅶ 危機管理に関すること

× 口頭指摘

『テロ対策』について、

- ① 水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、浄水場の水道施設の侵入防止措置が不十分であるため、フェンスの高さを上げるなど水道施設の警備の強化を図り、水質管理を徹底すること。
- ② 応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底及び緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業は、マニュアルが整備されていなかったため、策定すること。
- ③ 応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底及び緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業は、訓練が実施されていなかったため、訓練を実施するとともに、定期的にマニュアルを見直すこと。

【平成 13 年 10 月 4 日付け健水発第 87 号（水道課長通知）『「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について』】

× 口頭指摘

『停電対策』について、

- ① 停電時に備えた体制整備等に取り組むこととしているが、貴水道事業は、マニュアルが整備されていなかったため、停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルを策定すること。
- ② 地震、風水害等に備えた防災計画について、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定した防災計画を策定することとされているが、貴水道事業においては、策定してなかったため、策定すること。

【昭和 61 年 5 月 9 日付け衛水第 116 号（水道整備課長）「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」】

× **口頭指摘**

『渇水対策』について、

- ① 渇水時に予想されるすべての事態を想定して、渇水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道事業は作成していなかったため、渇水対策活動を効果的に行えるよう計画を作成すること。
- ② 渇水対策活動に関する指揮命令系統が明確になっていないため、明確にすること。

【昭和 49 年 7 月 19 日付け環計第 36 号（水道環境部長通知）「渇水対策について」】

× **口頭指摘**

『地震対策』について、

- ① 地域の実情に即した地震防災の計画に地震防災応急対策の具体的内容を定めることとされているが、貴水道事業は、具体的内容を定めていなかったため、定めること。
- ② 発災後、市町村長等が行う応急給水に対する水道事業者等の協力については、その役割分担、必要水量、時期及び給水拠点の把握を行った上で、手順、方法等に関する応急給水要領等に係る内容を明示することとされているが、貴水道事業は、応急給水体制が不十分であるため、整備すること。

【昭和 55 年 1 月 4 日付け環水第 3 号（水道整備課長通知）「水道事業等における地震対策について」】

× **口頭指摘**

『情報セキュリティ対策』について、

- ① 本ガイドラインを参考にして、各水道事業者の状況に応じて適切な対策を実施することとされているが、貴水道事業は、適切な対策が取られていなかったため、情報セキュリティ対策を実施すること。
- ② 水道分野における情報セキュリティ対策が策定されていなかったため、策定すること。
- ③ 貴水道事業は、水道分野の情報セキュリティ対策の取組が不十分であったため、適切な対策を実施すること。
- ④ 貴水道事業は、市全体としての情報セキュリティ対策は策定されているが、水道分野における独自のセキュリティ対策にも対応できる内容となっていないため、策定すること。

【平成 20 年 3 月 27 日付け健水発第 0327001 号（水道課長通知）「水道分野における情報セキュリティガイドライン改訂版の送付について」】

× **口頭指摘**

『新型インフルエンザ対策』について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、

- ① 貴水道事業は適切な対策がとられていなかったため、新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定すること。
- ② 貴水道事業は適切な対策がとられていなかったため、特に優先業務、必要職員数、必要物資等を整理し、事業継続計画を策定すること。

【平成 21 年 2 月 23 日付け健水発第 0223001 号（水道課長通知）「水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について」】

× **口頭指摘【用供】**

各種危機管理マニュアルについて、緊急時における給水停止指揮命令等で水道技術管理者の役割が明確になっておらず、また、緊急時における連絡先として厚生労働省健康局水道課の連絡先を記載していないなど、貴水道用水供給事業のマニュアルが不十分であるため、マニュアルに記載すること。

× **口頭指摘【用供】**

水道施設の防護対策について、水道施設の警備、情報収集体制の確立、職員教育及び被害発生抑制（監視カメラの設置、自動水質監視機器の設置、浄水施設の覆蓋等）等の予防対策により、水道施設の防護対策を徹底するようお願いしているところであるが、貴水道用水供給事業では、一部の施設においてかぎを掛けていない箇所があったため、かぎを掛けて防護対策を徹底すること。

【平成 25 年 6 月 5 日付け事務連絡「兵庫県宝塚市で発生した配水池施設への侵入事件について（情報提供）」】

× **口頭指摘**

水道水源における水質事故への対応について、緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施するための実働的なマニュアルを整備することとされているが、

- ① 貴水道事業は、マニュアルが整備されていなかったため、整備すること。
- ② 貴水道事業は、マニュアルは整備されていたが、指揮命令系統が明確でなかったため、実働的なマニュアルとすること。

【平成 25 年 3 月 28 日付け健水発 0328 第 2 号（水道課長通知）「水道水源における水質事故への対応の強化について」】

× **口頭指摘**

事故対応について、事故時の応急給水や、より迅速な復旧を図るための体制を確保することとされているが、貴事業体は、応急給水体制が確立されていないため、確立すること。

【平成 18 年 11 月 9 日付け健水発第 1109001 号（水道課長通知）「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」】

× **口頭指摘**

基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、

- ① 貴水道事業は、関係機関との応急給水体制について協議中であり、未整備であるため、整備すること。
- ② 貴水道事業は、応急給水体制が構築されていなかったため、構築すること。

【平成 19 年 8 月 23 日付け事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」】

× **口頭指摘**

運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、

- ① 貴水道事業においては整備されていなかったため、運転手引書を整備すること。
- ② 貴水道事業においては機器の取扱説明書のみであり、運転手引書として不十分であるので、緊急時にも対応した運転手引書を整備すること。
- ③ 貴水道事業は一部の水道施設にしか整備されていなかったため、運転手引書を整備すること。

【昭和 55 年 1 月 4 日付け環水第 3 号（水道整備課長通知）「水道事業等における地震対策について」】

× **口頭指摘**

危機管理対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、

- ① 貴水道事業は、当該施設の危機管理マニュアルは整備されていたが、水道に関する事項がなかったため、水道に関する事項をマニュアルにして整備すること。
- ② 貴園はマニュアルは整備していたが、水道に関する内容が不十分のため、整備すること。

【平成 13 年 10 月 4 日付け健水発第 87 号（水道課長通知）『「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について』】

△ **助言**

汚染源の把握について、

- ① 水道水質管理に関して、汚染の早期発見を図るため、定期的に周辺の情報収集するなど、汚染源の状況確認を行うこと。
- ② 河川流域に人家等もあるとのことなので、平常より、水源付近及びその後背地域について、汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無及び種類並びに汚染物質の排出状況などの把握に努めること。
- ③ 汚染の可能性が低い水源についても、定期的に周辺の情報収集する等、状況の確認に努めること。

△ **助言**

水道施設においては、水源監視の強化、水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされている。貴水道事業は、赤外線センサーなどで警備強化は行っているが、重要拠点におけるカメラ監視を行っておらず、水道施設の侵入防止措置が不十分であることから、重要拠点においてもカメラ等による警備の強化を図り、水質管理を徹底すること。

△ **助言**

運転手引書について、災害時又は計装設備故障時において中央管理室から操作できないことも想定し、現場において操作できるよう機側の運転手引書を整備すること。

△ 助言

基幹病院等の重要な施設への応急給水体制について、災害時における基幹病院等への給水を確保するため、関係機関と連携し応急給水を実施するよう、取り組みをお願いしているところであるが、貴水道事業の災害対策計画においては、応急給水の方法、体制、広報等については整備しているものの、施設のリストや連携に関する内容が位置付けられていなかったため、これらの事項についても災害対策計画に反映すること。

【平成 19 年 8 月 23 日付け健水発第 0823001 号（課長通知）「災害時の人工透析提供体制の確保について」】

△ 助言

新型インフルエンザ対策について、市としての新型インフルエンザ対策はあるので、より詳細な事業継続計画を策定するよう助言。

△ 助言

自主警備体制の強化として、立入禁止表示の設置等により施設内の立入禁止区域を明確化するとともに、来訪者名簿を作成し、施設への来訪者等の管理を徹底すること。

△ 助言【用供】

水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について、貴水道用水供給事業においては、災害時における応急給水体制及び行政部局との連携体制が確立されていないため、体制を確立すること。

【平成 18 年 11 月 9 日付け健水発第 1109001 号(水道課長通知)「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」】

△ 助言【用供】

来訪者管理簿について、貴水道用水供給事業では定時内の来訪者の情報のみを記載しているが、定時後の来訪者についても記載をすること。

△ 助言【用供】

本館への立ち入りに際しては、インターホンと防犯カメラにより、来訪者の身分と用件を確認出来る仕組みになっているが、これに加えて来訪者名簿を作成し、施設への来訪者等の管理を徹底すること。

△ 助言【用供】

水質事故対策マニュアルについて、貴水道用水供給事業においては、汚染源マップ等の作成により汚染源の把握に努めているところであるが、最も汚染の恐れがある物質への対策マニュアルの策定が不十分であったため、水質事故対策マニュアルの充実を図ること。

△ 助言

危機管理訓練について、

- ① 平成〇年度以降危機管理訓練を実施していないので、必要に応じて訓練を実施すること。
- ② 貴水道事業においては、危機管理マニュアルは策定しているが、危機管理訓練を実施していないので、実効ある危機管理訓練を定期的に行い、適宜マニュアルの見直しを行うこと。

△ 助言

応急給水体制について、

- ① 給水拠点や初動体制等は整備されていたが、給水拠点多いため、災害が起きた際、需用者の混乱を招かないよう、全ての拠点に給水ができる実現可能な応急給水体制を整えること。
- ② 初動体制等は整備されていたが給水拠点が曖昧であったため、応急給水体制について整備するとともに、危機管理訓練を実施し、災害に備えること。
- ③ 給水拠点が明確でない等、実行可能な体制がとれていない状況であったため、現在策定中のマニュアルを早急に完成させること。
- ④ 応急復旧及び応急給水体制の整備はされているものの、マニュアルへの反映が不十分であるため、改善すること。

△ 助言

施設図・配管図の整備・保管状況について、

- ① 保管箇所が1箇所であったり、データのみでの保管であったりするので、分散保管をする等工夫すること。
- ② 昭和62年に作成された配管図が1枚しかなかったため、現状の管路の布設状況が把握できるよう、図面の整理を行うと共に、不測の事態に備えて、図面を分散保管する等、適切な管理体制の構築を図ること。

Ⅷ 住民対応に関すること

● 文書指摘

水道法第24条の2及び同法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、同法施行規則第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、

- ① 貴水道事業においては、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、事業年度の開始前に情報提供すること。
- ② 貴水道事業においては、(水質検査計画を策定していたものの、)事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、事業年度の開始前に情報提供すること。

● 文書指摘

水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項について、水道の需要者に対して、毎年1回以上定期的に情報提供しなければならないが、貴水道事業は、定期的に情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して毎年1回以上定期的に情報提供を行うこと。

● 文書指摘

水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第5号の規定に基づき、貯水槽水道の管理等に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、定期的に情報提供をしていなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供すること。

● 文書指摘

水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、(情報提供する必要はないとの誤った認識により)情報提供を行っていなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供すること。

● **文書指摘**

水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第8号の規定に基づき、災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項を、水道の需要者に対して、必要が生じたときに速やかに情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して情報提供すること。

● **文書指摘**

水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第1号の規定に基づき、水質検査計画及び法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項を、同条第2号の規定に基づき、水道事業の実施体制に関する事項（法第24条の3第1項の規定による委託の内容を含む）を、同条第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項を、同条第4号の規定に基づき、水道料金その他需要者の負担に関する事項を、同条第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、同条第8号の規定に基づき、災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して情報提供すること。

● **文書指摘**

水道法施行規則第17条の2の規定により、水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、提供方法が不十分であるため、適切な方法で情報提供を行うこと。

● **文書指摘【用供】**

水道法施行規則第52条で準用する第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、同法施行規則第52条で準用する第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道用水供給事業においては、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に情報提供すること。

× **口頭指摘**

水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、情報提供する内容が不十分であることから、内容を充実させて情報提供すること。

× **口頭指摘**

水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況等について、水道の利用者に対し、定期的に情報提供しなければならないが、貴水道事業は、内部における情報公開体制の不備によりホームページ上に情報が掲載されていなかったため、内部における連絡体制を見直すとともに、適切な広報が行われる体制を構築すること。

【平成20年4月8日付け健水発第0408002号（水道課長通知）「水道施設の耐震化の計画的実施について」】

× **口頭指摘**

水道法施行規則第17条の2の規定に基づき、第1号から第6号までに掲げるものにあつては、毎年1回以上定期的に水道の需要者に情報提供しなければならないが、貴水道事業は一部の情報（水道事業の実施体制に関する事項、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項、給水装置及び貯水槽水槽の管理等に関する事項）について、定期的な提供が行われていなかったため、毎年1回以上定期的に情報提供を行うこと。

× **口頭指摘【用供】**

水道法施行規則第52条において準用する第17条の2の規定に基づき、水道用水供給事業者は、水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、貴水道用水供給事業者においては、情報提供する内容が不十分であり、また、提供方法が主としてホームページであることから、内容を充実させ、広報紙等による幅広い広報手段での情報提供を行うこと。

△ **助言**

水道法施行規則第17条の2の規定に基づき、水道事業者は、水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、貴水道事業者は、ホームページ及び情報ルームのみでの情報提供であることから、広報紙等による幅広い広報手段での情報提供を行うこと。

△ 助言

福祉部局との連絡・連携体制の強化について、福祉部局との体制構築が不十分であるため、協定書を交わすなど、連絡・連携体制の強化を図ること。

△ 助言

生活困窮者など要保護者の把握のための福祉部局との連携について、料金未納による給水停止の情報は、個人情報保護の観点から提供していないということであるが、給水停止に至るまでには諸般の事情が推察されるので、状況によっては積極的に提供を行うなど、要保護者の把握に対し協定の有効性を確保する検討を継続すること。

△ 助言

水道法施行規則第 17 条の 2 第 2 号の規定により、水道事業の実施体制に関する事項を情報提供しなければならないが、水道技術管理者は広域化を積極的に行うといいながらも、明文化を避けていたことから、広域化に向けての方向性を示すこと。

△ 助言

水道法施行規則第 17 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項について、水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとあるが、容易に入手できる状態ではなかったため、改善すること。

△ 助言

水道の需要者からの水質検査等の請求(苦情)に対応してはいるものの、処理簿には受付状況の記載が主で、対応結果について整理されていない状況がみられたため、対応結果を整理し、組織内で適切に情報共有を行うこと。

△ 助言

給水停止においては、検針業務の際にお客様への声かけを実施する旨の協定を委託先と締結しており、水道局独自の対策は実施されていたが、福祉部局との体制構築が不十分であるため、連絡・連携体制の構築を検討すること。

△ 助言【用供】

水道法第31条において準用する第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第5号の規定に基づき、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項を水道用水供給を受ける水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は、情報提供をしていなかったため、水道用水供給を受ける水道の需要者に対して情報提供すること。

IX その他

× 口頭指摘

道路に埋設される水道管について、ビニールその他耐久性を有するテープを巻き付ける等により、その名称、管理者、埋設の年を明示することとされているが、貴水道事業は、明示していなかったため、今後は明示すること。

【昭 46 環水第 55 号水道課長通知「道路法施行令および道路法施行規則の一部改正に伴う水道管の布設について」】

△ 助言

水安全計画について、

- ① 水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。
- ② 策定はされているが、A水道企業団の受水ありきの計画となっているため、近隣の事業体との広域連携も含め、積極的に取り組むこと。

△ 助言

平成 26 年 4 月に事業統合して誕生した水道事業について、「水道事業ビジョン作成の手引き」を参考にするなどして、実効性のあるビジョンを策定すること。

△ 助言

水道ビジョンの内容が不十分であるので、「水道事業ビジョン作成の手引き」を参考にするなど、実効性のあるビジョンの策定を行うこと。

△ 助言

原水高濁度に対する対応について、平成 25 年度に発生した原水高濁度による給水停止を教訓として、県危機管理室や県内事業体との協議により、発災時の配水池の運用方法などの対策マニュアルを検討しているところであるが、これを着実に実施し、より一層の機能強化をお願いする。

△ 助言

アセットマネジメントについて、

- ① 今年度実施予定とのことだが、すみやかに実施し、A市水道ビジョンや、更新計画、耐震化計画に反映させること。
- ② アセットマネジメント等を実施し、将来も変わらず安定した事業運営に努めること。
- ③ 簡易支援ツールによる実施を予定しているとのことであったが、早期に実施し、将来も変わらず安定した事業運営に努めること。
- ④ 老朽管更新計画が策定されているものの目標達成年度における残存率が大きいことから、アセットマネジメントの実践により、計画的な施設更新、資金確保に努めること。
- ⑤ 貴水道事業においては、施設が比較的新しいということで長期的な資産管理を行っていないため、アセットマネジメント等を行い、長期的な資産管理について検討すること。

△ 助言

地域水道ビジョン（水道事業ビジョン）について、貴水道事業は策定されていないため、県や近隣市町との間で連携しつつ、実効性のあるビジョンの検討を進めること。

△ 助言

簡易水道事業及び用水供給事業との統合により多くの水道施設を有しており、事業の運営が厳しい状況下にあると考えられるが、前回の指摘事項についてあまり改善が見られない点からもその旨が伺えるため、今後は貴水道事業の運営基盤の強化に努め、近隣の事業体や県と連携を図る等、適切な対応を図ること。